生産性向上を目指す皆様へ

令和6年度補正予算

「事業承継·M&A補助金」

で中小企業の生産性向上、持続的な賃上げに向けて、 事業承継に際しての設備投資や、 M&A・PMIの専門家活用費用等を支援します!

事業承継促進 枠 5年以内に事業承継を予定している場合の設備 投資等に係る費用を補助します

専門家活用

M&A時の専門家活用に係る費用(フィナンシャル・アドバイザー(FA)や仲介に係る費用※、表明保証保険料等)を補助します

※FA・仲介費用については、「M&A支援機関登録制度」に登録されたFA・仲介業者による支援に係る費用のみ補助対象です

PMI推進 ^枠 M&A後の経営統合(PMI)に係る費用(専門家費用、設備投資等)を補助します

廃業・ 再チヤレンジ ^枠 事業承継・M&Aに伴う廃業等に係る費用(原状回復費・在庫処分費等)を補助します

※廃業・再チャレンジ枠は、事業承継促進枠・専門家活用枠・ PMI推進枠と併用できます

※詳細は裏面をご確認ください。

令和6年度補正予算で中小機構に措置





事前準備から事業終了までの流れ

事前準備	公募開始~交付決定	補助事業実施 ^{※1} ~補助金の交付	補助期間終了後
	公募申請期間	補助事業実施期間	3~5年間 事業計画実施期間
課題の把握事業計画の検討	公申 申審採交交 募請 請查択付付 要受 締 申 決 領付 切 請定 開始	け \ 助	業 化 状

- ※1:補助事業期間内に契約・発注を行い支払った経費とする。
- ※2:補助金の交付については、実績報告書等を提出し、実施した事業内容の検査と経費内容等の確認により、交付すべき補助金の額を事務局にて確定した後支払うため、交付決定された場合でも支払われないことがあるため留意すること。

支援枠の概要

	事業承継促進枠	専門家活用枠	PMI推進枠	廃業・再チャレンジ枠
要件	5年以内に親族内承継 又は従業員承継を予定 している者	補助事業期間に経営資源を譲り渡す、又は譲り受ける者	M&Aに伴い経営資源を譲り受ける予定の中小企業等に係るPMIの取り組みを行う者	事業承継やM&Aの検討・実施等に伴って廃業等を行う者
補助上限	800~1,000万円* ※一定の賃上げを実施する 場合、補助上限を1,000万 円に引き上げ	買い手支援類型: 600~800万円*1、 2,000万円*2 売り手支援類型: 600~800万円*1 *1:800万円を上限に、 DD費用の申請する場合 200万円を加算 *2:100億企業要件を満 たす場合	PMI専門家活用類型: 150万円 事業統合投資類型: 800~1,000万円 ※一定の賃上げを実施する場合、補助上限を1,000万円に引き上げ	150万円 [※] ※事業承継促進枠、専門家活用枠、PMI推進枠と併用申請する場合は、それぞれの補助上限に加算
補助率	1/2・2/3* ※中小企業者等のうち、 小規模事業者に該当する 場合: 2/3	買手支援類型: 1/3・1/2、2/3 ^{×1} 売手支援類型: 1/2・2/3 ^{×2} ※1:100億企業要件を 満たす場合:1,000万円 以下の部分は1/2、 1,000万円超の部分は 1/3 ※2 ①赤字、②営業利 益率の低下(物価高影響 等)のいずれかに該当する 場合	PMI専門家活用類型: 1/2 事業統合投資類型: 1/2・2/3* ※中小企業者等のうち、小規模事業者に該当する場合: 2/3	1/2・2/3 [※] ※事業承継促進枠、専門家活用枠、PMI推進枠と併用申請する場合は、各事業における事業費の補助率に従う
対象経費	設備費、産業財産権等 関連経費、謝金、旅費、 外注費、委託費等	謝金、旅費、外注費、委 託費、システム利用料、 保険料	設備費、外注費、委託費等	廃業支援費、在庫廃 棄費、解体費、原状回 復費、リースの解約費、 移転・移設費用(併用 申請の場合のみ)

お問い合わせ先

専門家活用枠/廃業・再チャレンジ枠 050-3145-3812 事業承継促進枠 050-3192-6274 PMI推進枠 050-3192-6228

応募方法等の詳細は こちらからご確認ください

